

別紙5

性状の分析を行う設備

項目	方 法	主 要 な 機 器
水素イオン濃度指数	JIS K0102(2008)の 12. 1	ガラス電極 pH計
アルキル水銀化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第1号下欄	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②還元気化装置付原子吸光分析装置
水銀又はその化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第2号下欄	還元気化装置付原子吸光分析装置
カドミウム又はその化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第3号下欄	①原子吸光分析装置 ② I C P 発光分光分析装置
鉛又はその化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第4号下欄	③ I C P 質量分析装置
有機燐化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第5号下欄	①アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ②炎光光度検出器付ガスクロマトグラフ ③分光光度計 ④光電光度計
六価クロム化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第6号下欄	①分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④ I C P 発光分光分析装置 ⑤ I C P 質量分析装置
砒素又はその化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第7号下欄	①水素化物発生装置付分光光度計 ②水素化物発生装置付光電光度計 ③水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付 I C P 発光分光分析装置 ⑤ I C P 質量分析装置
シアン化合物	S48環境庁告示第13号第2表中第8号下欄	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアン化合物イオン電極付電位差計（イオン電極計）
P C B	S48環境庁告示第13号第2表中第9号下欄	電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
トリクロロエチレン	S48環境庁告示第13号第2表中第10号下欄	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
テトラクロロエチレン	S48環境庁告示第13号第2表中第11号下欄	
ジクロロメタン	S48環境庁告示第13号第2表中第12号下欄	
四塩化炭素	S48環境庁告示第13号第2表中第13号下欄	
1,2-ジクロロエタン	S48環境庁告示第13号第2表中第14号下欄	
1,1-ジクロロエチレン	S48環境庁告示第13号第2表中第15号下欄	
シス-1,2-ジクロロエチレン	S48環境庁告示第13号第2表中第16号下欄	

項目	方 法	主 要 な 機 器
1, 1, 1- トリクロロエタン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第17号下欄	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
1, 1, 2- トリクロロエタン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第18号下欄	
1, 3-ジクロロプロペン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第19号下欄	
チウラム	S48環境庁告示第13号第 2 表中第20号下欄	高速液体クロマトグラフ
シマジン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第21号下欄	ガスクロマトグラフ質量分析計
チオベンカルブ	S48環境庁告示第13号第 2 表中第22号下欄	
ベンゼン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第23号下欄	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ
セレン又はその化合物	S48環境庁告示第13号第 2 表中第24号下欄	①分光光度計 ②光電光度計 ③水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付 I C P 発光分光分析装置 ⑤ I C P 質量分析装置
1, 4-ジオキサン	S48環境庁告示第13号第 2 表中第34号下欄	①ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計
油分	省令の規定なし (JIS K0102の 27. 2)	ソックスレー抽出装置
引火点	省令の規定なし (危険物の性状及び試験に関する省令(H 1 自治省令第 1 号)、 JIS K2265-1(2006) から JIS K2265-4(2006) まで)	①タグ密閉式引火点試験器 ②迅速平衡密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器

注 1) 必要な設備の詳細は、平成 4 年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注 2) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であることが必要です。

注 3) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合があります。

注 4) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要があります。

注 5) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取り扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けること。